

佐賀県告示第 451 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成 27 年 10 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
10	鳥栖市轟木町字一本杉	926 番の一部 929 番 2 の一部 929 番 3 の一部 930 番 3 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 2 号に規定する埋立地
11	佐賀市三瀬村杠字菅田	2999 番 1 の一部	〃